

令和2年度江別市いじめ防止対策審議会会議録（要点筆記）

日 時：令和2年12月16日（水）午後6時28分～午後7時14分

場 所：江別市野幌公民館研修室5号

出席者：5名

山谷敬三郎会長、船山暁子副会長、大宮秀淑委員、龍本英世委員、
宮本環委員

事務局：7名

黒川教育長、萬教育部長、千葉教育部次長、佐藤学校教育支援室長、
松井教育支援課長、伊藤主査、吉田主事

傍聴者：なし

次 第： 1 開 会

2 議 題

(1) 江別市いじめ防止対策審議会について

(2) 令和元年度のいじめ認知件数等について

3 その他

4 閉 会

事務局
(松井課長)

皆様、本日は、年末の大変お忙しい時期にもかかわらず、江別市いじめ防止対策審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の会議の進行をいたします江別市教育委員会学校教育支援室教育支援課長の松井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会前に、まずは、委員の皆様への委嘱状の交付を行います。

【委嘱状交付】

それでは、ただいまから令和2年度江別市いじめ防止対策審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、教育長からご挨拶を申し上げます。

黒川教育長

皆様こんばんは。江別市教育委員会教育長の黒川淳司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。6月30日に就任いたしましたので、まもなく半年というところでございます。審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、年末の大変お忙しい中、そしてお仕事でお疲れのところ、さらには雪で悪天候の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、この度、本審議会委員を引き受けていただきましたこと、重ねて厚く御礼申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様には日頃から、江別市の教育行政にご理解、ご協力を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

全国の小中学校におけるいじめの認知件数というのは、平成25年から連続して増加しているところでございます。文部科学省で発出しておりますいじめの定義というのは、昭和61年、平成6年、18年、25年と度々改訂をしており、平成25年のときに定義が大きく変わったことにより、学校での認知件数は非常に多くなっているところでございます。江別市におきましても、平成28年度からは急激に増加しております。できるだけ早期に、軽微なものであってもいじめとしてしっかり認知するようにという指導が入り、これによって各学校では積極的に認知し、解決に取り組むということが、この急激な増加の背景となっているところでございます。

本審議会におきましては、本市におけるいじめの防止の対策について、皆様からご意見を伺うと同時に、今後、万が一、本市でいじめの重大事態が発生した際には、調査をしていただくこととなります。そのような場合は、度々集まっただいて調査を進めていかなければならないということで、皆様には大変ご苦勞をおかけすることになる可能性もあると考えていただければ幸いです。

黒川教育長

江別市では、全ての子ども達が笑顔に溢れて、そして希望に満ちた学校生活を送ることができるようにしたいと考えております。これには、何よりもいじめの未然防止ということが一番重要となってまいります。さらには、いじめの兆候をすばやく察知すること、早期に発見してしっかりと対処していくことが大変重要であると考えております。このためには学校だけではなく、家庭や地域、様々な機関との連携をしっかりと丁寧に進めていくことが重要であると考えております。審議会の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局
(松井課長)

本日は、委員を委嘱して初めての会議となりますので、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思っております。

【委員自己紹介】

次に、この場をお借りして、事務局職員を紹介いたします。

【事務局職員紹介】

次第5、会長、副会長の選出でございますが、江別市いじめ防止対策審議会条例第5条の規定により、委員の皆様による互選ということになっておりますが、どのようにしたらよろしいでしょうか。

龍本委員

事務局の方で案があれば、お話ししていただければと思います。

事務局
(松井課長)

龍本委員から、事務局案ということでご発言がございましたので、申し上げます。会長は北翔大学の山谷敬三郎委員、副会長は札幌弁護士会の船山暁子委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

【異議なし】

異議なしとのご発言がございましたので、山谷委員に会長を、船山委員に副会長をお願いしたいと思います。山谷会長、船山副会長には席を移動いただき、ご挨拶をいただきたいと思っております。

【会長、副会長挨拶】

ありがとうございました。

事務局
(松井課長)

なお、黒川教育長は、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

【教育長退席】

それでは、ここからの進行は、江別市いじめ防止対策審議会条例第6条第2項の規定に基づき、山谷会長にお願いしたいと思います。

山谷会長

今回は、重大事態に係る調査を行う審議会ではありませんので、公開での開催となります。ご発言をいただく際には、個人が特定される内容とならないように、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染対策として可能な限り短時間の会議とするため、資料は事前に各委員宛に送付されておりますので、事務局の説明も簡潔に願います。

それでは、次第2、議題(1)江別市いじめ防止対策審議会について、事務局から説明願います。

事務局
(伊藤主査)

議題(1)江別市いじめ防止対策審議会について説明いたします。資料1をご覧ください。江別市では、平成30年に江別市いじめ防止対策審議会条例を制定し、この条例に基づき本審議会を設置しております。まず、本審議会の所掌事務について、条例第2条に記載しております。第一号では、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関することを審議することとしており、1年間に市内各学校で起きたいじめの状況や対応についての報告に基づき、いじめ防止のための有効な対策の検討などを行います。本日の会議は、これに当たります。第二号では、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関することとしております。ここでいう重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときがこれに当たるとしております。

次に、資料1の裏面をご覧ください。ただいま説明をいたしました、いじめの「重大事態」発生時の対応につきまして、フローチャートを載せております。いじめの重大事態が発生した場合は、まず、学校から教育委員会へ報告があり、教育委員会は市長へ発生的事实を報告いたします。これは、図の①から②の流れとなります。次に、教育委員会が重大事態の調査主体を判断し、教育委員会が調査主体となった場合は、③のとおり本審議会へ事実関係を明確にするための調査を依頼

事務局
(伊藤主査)

することとなります。本審議会において調査を実施し、結果がまとまりましたら、教育委員会へ報告をしていただき、教育委員会は市長へ報告いたします。これが、図の④から⑤の流れです。市長は、調査結果を踏まえ、再調査の必要性を判断し、再調査が必要と判断した場合は、⑥のとおり、市長の附属機関である江別市いじめ問題再調査委員会で再調査を行う流れとなっております。再調査を行った場合は、市長はその結果を市議会に報告することとなります。以上です。

山谷会長

ただ今の説明に対して、ご質問等ございませんでしょうか。

大宮委員

資料1の裏面、重大事態の定義ですが、重大な被害について、ある程度の目安というか基準みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。また、相当の期間学校を欠席とありますが、この相当期間というのは、どの程度のものなのか、目安なり基準があれば教えていただきたいと思います。

事務局
(伊藤主査)

いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、これに関しましては、自殺を企図した場合や、暴行を受け骨折などの重傷を負った場合などがこれに当たります。次に、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときというのは、不登校の定義を踏まえ、年間30日以上欠席を目安とすることとされております。

山谷会長

ケースバイケースですが、例えば30日に満たない短い期間であっても保護者等から、いじめによって欠席しているという申し出があり、教育委員会が判断した場合には、本審議会はそれに対応しなければならないというふうにご理解いただければと思います。目安としては、今説明していただいた30日が一般的かなと思います。

その他、何かご質問等はございますでしょうか。

【なし】

山谷会長

続きまして、議題(2)令和元年度のいじめ認知件数等について、事務局から説明願います。

事務局
(伊藤主査)

議題(2)令和元年度のいじめ認知件数等について、説明をいたします。資料2-1をご覧ください。この資料、江別市内の令和元年度のいじめの認知件数等につきましては、江別市教育委員会で作成している令和元年度江別市少年健全育成活動報告書から「いじめ」と「不登

事務局
(伊藤主査)

校」の箇所を抜粋したものであり、文部科学省で実施した令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の市内小中学校における回答をとりまとめた数値となっております。

1 ページ目中段、いじめの認知学校数及び認知件数の表をご覧ください。令和元年度のいじめ認知件数は、小中学校合わせて 636 件で、平成 30 年度の 436 件から 200 件、平成 29 年度の 65 件と比較すると約 10 倍に増加しています。

2 ページ目中段、いじめの解消状況の表をご覧ください。平成 29 年度までは、認知されたいじめは全て年度内に解消しておりましたが、平成 30 年度以降は解消に向けて取り組み中としている件数が生じております。この要因としては、文部科学省としては、いじめが解消していると安易に判断せず、長期的に見守る体制に変化してきていることから、平成 30 年度分から調査要領が一部変更され、「いじめの行為が止んでいる状態が 3 か月以上続いていなければ、いじめが解消しているとはいえない」とされたことによります。なお、調査時点で「解消に向けて取り組み中」とされていたいじめについては、その後、全て解消していることが確認されております。

続きまして、4 ページをお開きください。当市における不登校の実態と対応です。まず、不登校児童生徒の定義につきましては、文部科学省では、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因や背景により登校しない、あるいは登校したくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとしております。次に、不登校児童生徒数と在籍率の表をご覧ください。令和元年度の不登校児童生徒数は、小学校で 30 人、中学校で 144 人、合計 174 人となっており、こちらも、平成 29 年度の合計 119 人、平成 30 年度の合計 168 人と増加傾向となっております。下段、不登校の態様の表をご覧ください。ここでは、不登校の態様を五つに区分しており、小、中学校ともに「不安の傾向」が最も多くなっています。なお、さきほど、いじめの重大事態の説明で、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とありましたが、「相当の期間学校を欠席すること」というのは、不登校の定義である年間 30 日以上の欠席を目安とすることとされており、当市では、こういった重大事態はこれまでに確認されておられません。

次に、資料 2-2 をご覧ください。この全国の令和元年度のいじめ認知件数等は、資料 2-1 と同じく文部科学省で実施した調査の、全国でのいじめの件数等を抜粋したものとなっております。1 ページ目に、いじめの認知学校数・認知件数や、年度ごとのいじめの認知件数の推移を表とグラフで記載しております。

事務局
(伊藤主査)

次に、資料2-3をご覧ください。この資料、道内の令和元年度のいじめの認知件数等につきましても、同じく文部科学省で実施した調査の道内における結果となっております。

資料2-1から2-3のとおり、市内、道内、全国のいじめ認知件数の推移をみると、いずれも平成29年度から令和元年度にかけて大幅に増加していることがわかります。いじめの認知件数が増加している要因としては、いじめ防止対策推進法等において、いじめの定義を非常に広く定めていることなどが考えられます。このことについて、文部科学省は「どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である」とし、これに加えて、「いじめの認知件数が多い学校について、『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている』と極めて肯定的に評価する。」と通知しております。こういったことも影響していじめの認知件数が毎年増加していると考えられています。

最後になりますが、本審議会では、いじめの重大事態が発生した場合に、事実関係の調査を行うこととなりますが、今後、万が一、当市で重大事態が発生した場合に、委員の皆様にはどのような調査をしていただくこととなるかをイメージしていただくために、「参考資料」として配付している、北海道いじめ問題審議会の調査報告書の公表版を用いて、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。なお、この資料は、北海道教育委員会が研修用資料として道内の各学校に配付しており、市内の小中学校でも職員研修に使われております。

本事案は、道内にある高等学校の生徒の保護者から、当該生徒が所属する部活動の複数の部員から、いじめを受け、うつ病となり、登校できない状態である旨の申立てが学校にあったものであり、平成29年に、当該学校は、知事に対して、重大事態発生に係る報告書を提出したとのことです。北海道いじめ問題審議会いじめ調査部会では、当該生徒にとって学校や部活動において、どのようなことが起こったのかを調査によって明らかにして、再発を防ぐ方法を検討したとのことで、その経過と結果がこの資料で報告されております。4ページ以降が具体的な内容となりますが、Ⅱで「申し立ての内容と調査対象となる事項」を整理し、調査事項を7ページに記載している①から⑤の5項目としております。7ページのⅢ「調査に基づく認定」以降では、それぞれの調査事項に関して、申し立て内容を整理し、当該生徒や関係生徒等からの委員による聞き取り調査などを行ったうえで、事実を認定、この事実を踏まえ、いじめの有無を認定するという作業を行っているほか、学校の指導記録等の資料も活用して、「いじめの背景となる要因」や「不登校との関連」、「学校、教育委員会の対応」に関する認定や考察を行っております。この結果、19ページ以降では、「当該学校が講ず

事務局
(伊藤主査)

る措置」、「教育委員会が講ずる措置」について、本事案を踏まえた再発防止のための提言がまとめられております。以上が、この調査報告書の概要です。

なお、聞き取り調査については、調査部会委員でローテーションを組んで実施し、場所についても、教育委員会、学校、相手方自宅等、対象者に合わせて実施したとのことでした。

今後、当市で重大事態の調査を行うこととなった際には、これらを参考にしながら調査を進めていきたいと考えております。以上です。

山谷会長

資料の2に基づいた説明と、それから最後に報告書に関する説明で、大きく2点に分けて説明いただいたということで、皆さんから質問等がありましたら、確認したいと思います。資料2-1から2-3に関して、何かご質問等はございますでしょうか。

龍本委員

資料2-1、先ほどの教育長のお話の中でいじめの早期発見が重要であり、資料を見ますといじめの発見のきっかけは、アンケートというのが約9割方かなと思うのですが、それ以外のいじめの認知については、具体的にどのようにされるのでしょうか。

事務局
(伊藤主査)

具体的にどのような方法でいじめを認知しているのかということですが、資料2-1の2ページ目下段の表をご覧ください。上から、担任の教師が発見、他の教師からの情報、養護教諭からの情報という項目があります。これらについて、具体的にどのように発見に至ったかということにつきましては、相手が嫌がっているのにしつこくしている等の場面を見たり、特定の子の物が無くなるとか、いつもと比べて元気がない子がいるなど、こういったことをきっかけに担任の先生方が発見しているという場合があります。それから、特に用事がない日には毎日部活に来ていた生徒が急に部活に来なくなったとか、部活の中で孤立している様子が見られる等、担任以外の他の先生が児童生徒の様子の変化に気がついて、それをきっかけに発見に至ったということがありと把握しております。養護教諭からの情報につきましては、これまで保健室に来ていなかった子が、頻繁に来るようになったということなどがあり、担任の先生に報告することによって発見に至ったという事例があるということです。以上です。

山谷会長

アンケートでの発見が1番多いですが、調査は年2回くらいやっているのですか。

事務局
(伊藤主査)

アンケートは、年に2回実施しております。年2回のアンケートは、北海道教育委員会からの通知により行っておりますが、それ以外でも独自で調査をしている学校もあると聞いております。

山谷会長

どこの市町村もだいたい年2回のアンケートを、無記名で把握できるような形で実施しています。アンケートで把握した場合には、それについて細かく確認をすることになります。それ以外にも、記載があるように、保護者からの訴えとか、子ども達からの訴え、そういうことも含めて、学校がすぐに対応できるようにしていると思います。

その他、資料2-1から2-3に関して、ご質問等がありますか。

大宮委員

資料2-1の1ページ目で、平成29年度から件数が年度ごとに増えて10倍くらいになっているということでした。その理由として、文部科学省が安易に解消と判断しないとしているというところで、あるいは法の中で、いじめの定義を幅広くとるようになったので、件数が増えたというようなご説明があったと思うのですが、理解としては、件数が増えたのは、必ずしもいじめの実数自体がすごく増えたとか、深刻な事態が増えたということではなくて、解釈の部分で幅広くすくうようになったから増えたという理解でよろしいでしょうか。

事務局
(伊藤主査)

おっしゃるとおり、いじめの実数自体が増えたということではなく、いじめを非常に広く定義することによって、未然防止や早期発見、早期対応を行うことができるようにしているものであると理解しているところです。

山谷会長

最近の特徴としては、SNSとか、小学生だとゲーム機の仲間に入れてもらえないということもいじめとするようなこともあって、件数として統計が非常に多くなっているという理解をしていただいて良いと思います。

参考資料ですが、これは後で時間があるときにゆっくり見ておいていただいて、黒塗りしているので、読みづらい部分があるかもしれませんが、重大事態が起こったら、どのような形の調査を行うかということ学習しておけば良いかなと思います。具体的に質問されても事務局の方でもなかなか説明しづらいと思いますので、私たち自身が学習する内容として、理解をしていただければと思いますが、特段確認しておきたいことがありましたら、ご質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

【なし】

山谷会長

ご質問等はないようですので、ご意見とか、この際ですから、その他のことも含めて委員の皆さんから何かございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

【なし】

なければ、事務局から何かありますか。

事務局
(伊藤主査)

江別市いじめ防止対策審議会は、今後も、いじめ防止等のための調査研究等の審議をしていただくために年1回開催するほか、万が一、重大事態が発生するようなことがありましたら、その際にも調査等のために、お集まりいただくこととなりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

山谷会長

年1回の会議は今回の会議で、重大事態が発生した場合はお呼びがかかるということです。そうならないようにがんばりましょう。
以上で令和2年度江別市いじめ防止対策審議会を閉会します。